

## 台風11号に関する「保険的お知らせ」

いつも何かとお世話になり心より感謝申し上げます。

今日から明日（7/17）に向かい、大型でしかもゆっくりと近づいている台風11号について「保険的お知らせ」を致します。

1, 不要不急な外出や用事は出来るだけ控えて下さい。

台風の時に出かけることは事故につながることもあり可能な限り外出をしないことが賢明な対処法の基本。

2, 火災保険

- ・風災による損害は基本的に保険金請求の対象になります。

- ・雨漏りは支払い対象外であることが多いので要注意です。

(風災被害により損傷部分からの雨水流入は対象)

- ・建物や門、塀に固定されていない独立して立っている看板や照明器具等については保険の支払対象外であることが多いので要確認です。

- ・水災による被害は、床上浸水や地盤面から45cm以上の浸水等の条件がある場合がありますので要確認です。(浸水被害があれば、保険の対象になる契約や特約もある)

3, 自動車保険

- ・「台風」により発生した事故は保険金支払対象外になります。

また、「台風」に随伴して生じた事故も同様です。

- ・車両保険・人身傷害・自損事故・搭乗者傷害保険原則的に支払い対象ですが、運行に起因している等の諸条件。

4, 賠償責任保険

- ・賠償責任が自然災害である「台風」が原因の場合、生じない場合があり、「無責」の場合がある。事故の状況、経緯、注意義務の程度等々の個別の判断になる。

- ・但し、洪水は約款上、免責であるので要注意。

5, 動産総合保険・建設工事保険

- ・水災危険担保特約付帯の契約以外では洪水等の水災は無責。

- ・風災は、原則支払い対象。

6, 機械保険

- ・風災及び洪水等の水災は支払対象外ですが、風災、水災を担保する特約が付帯されている場合は対象となります。

※雑駁な注意書きで申し訳ありませんが、基本は天災は予見可能性または、結果回避可能性がない不可抗力として法律上の責任を問えないことが多いと云う判断です。

つまり、「台風の際は安全な家の中にいて下さい」「不要不急なことは台風後に変更して下さい」ということです。

皆様やご家族、会社や自宅が被害無く、安全でありますように祈念しております。